

クルーズ船の岸壁使用に優先権／拠点港湾を指定、港湾法改正へ

訪日外国人旅行者が増え続ける中、クルーズ船の受け入れを強化するため国土交通省が港湾法を改正する方向で検討に入っている。国が指定する拠点港湾でクルーズ船が岸壁を優先的に使用できるようにするもので、20日に召集される通常国会に改正案を提出する。

港湾管理者とクルーズ船社が共同で整備計画を作成した港湾について、国交省が「国際旅客船拠点形成港湾」（仮称）に指定。旅客施設の整備などを行うクルーズ船社に対し、岸壁を優先的に利用できるようにする。現在も港湾施設への民間投資は可能だが、特定の企業が公共施設の“港湾”を優先的に利用する法的な根拠がないことも法改正に踏み切る要因の一つだ。

空前のクルーズブームを背景に、日本へのクルーズ船の寄港回数も増加の一途をたどっている。ただ、日本に寄港する場合、貨物用岸壁に接岸するケースが多いが、コンテナ船などの寄港スケジュールに配慮が必要であり、調整が難しくなることが多かった。また、商業施設や旅客施設などの観光客向けの施設が不十分という課題もあった。



コンテナターミナルに接岸するクルーズ船（那覇港）

クルーズ市場の急拡大を背景に、日本への投資に前向きな姿勢をみせる海外のクルーズ船社もみられるが、民間投資を喚起するためにも港湾整備に投資した企業がスムースに資金回収できるよう、岸壁利用が優先される制度の確立が求められていた。

国交省が発表した2016年のクルーズ船による訪日客数（速報値）は前年比78.5%増の199万200人と大幅に増加しているが、政府が目標とする2020年=500万人の達成には一層の取り組み強化が求められている。今回の指定港湾を契機にクルーズ船の誘致がどこまで加速するのか注目される。